

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：徳島県病院事業管理者

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.5%
全職員	61.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	80.3%
本庁課長補佐相当職	61.9%
本庁係長相当職	87.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.4%
31～35年	92.1%
26～30年	92.9%
21～25年	72.3%
16～20年	62.2%
11～15年	67.3%
6～10年	56.5%
1～5年	59.4%

【説明欄】

職種の割合で見ると、男性は「医師」の割合が最も高いのに対して、女性は「看護師・助産師」が最も高く、この職種間の給与水準の差異が、性別間の差異として顕れていることが要因である。

なお、医師及び看護師・助産師を例に職種で分けて算出した場合の男女の給与の差異は以下のとおりである。

【医師】

- ・任期の定めのない常勤職員：87.4%
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員：99.1%
- ・全職員：82.4%

【看護師・助産師】

- ・任期の定めのない常勤職員：95.5%
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員：102.9%
- ・全職員：94.2%

「2. (1) 役職段階別」中「本庁部局長・次長相当職」については、女性職員がいないため「—」としている。

なお、任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員（パートタイム）については、勤務時間が週3日以上かつ週15時間30分以上の者を集計の対象とした。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

担当課：病院局総務課職員担当（電話番号 088-621-2207）